

豚・イノシシの飼養者のみなさま 飼養衛生管理基準の自己点検と報告をお願いします！

滋賀県内でも豚熱に感染したイノシシが発見されており、隣国の韓国ではより対応が困難なアフリカ豚熱の感染が発生しています。

豚・イノシシの飼養者の皆様には家畜伝染病を予防するため年に4回、7項目の自己点検を実施いただいております。添付しました「愛玩豚の飼養衛生管理基準について」を参考に、別紙様式の通りに家畜保健衛生所までご報告をお願いします。（大津市、高島市、長浜市在住の方は北西部支所管轄です。）

2月分の報告期限は **2月25日（火）** です

Q:報告方法は？

※郵送で家畜衛生情報をお送りした方のみ同封



A.いずれの方法でも構いません！

万一、**特定症状**が確認された場合は、直ちに家畜保健衛生所に連絡し、**豚等を飼育場所から移動させない**で下さい。

特定症状の一例（ほかの原因によることが明らかであるものを除く）

- ・耳翼、下腹部四肢等の紫斑
- ・40℃以上の発熱
- ・歩行困難、後ろ足の麻痺
- ・けいれん
- ・突然死
- ・皮下出血（あざ）
- ・体表の孔からの出血
- ・急激な痩せ

滋賀県家畜保健衛生所

（本所）

近江八幡市西本郷町226-1

TEL:0748-37-7511 FAX:0748-37-4821

緊急携帯:090-3613-7486

（北西部支所）

高島市今津町弘川249-1

TEL:0740-22-2145 FAX:0740-22-6681

緊急携帯080-6176-8052